

令和8年上尾市教育委員会第2回臨時会 会議録

- 1 日 時 令和8年3月30日（月曜日）
開会 午後1時30分
閉会 午後1時47分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
委員 谷島大
委員 矢野誠二
委員 岩欽由美
委員 湯本華奈子
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章
教育総務部次長 池田直隆
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 島田栄一
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 田村啓昭
教育総務課主幹 仲上直志
- 5 傍聴人 1人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 議案の審議

議案第33号 令和8年度上尾市教育行政重点施策の策定について

議案第34号 上尾市立小・中学校服務規程の一部を改正する規則の制定について

日程第4 報告事項

報告事項1 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の一部改定について

報告事項2 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針について

日程第5 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和8年上尾市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

(杉木直也 教育総務課長) 1人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

~傍聴人入場~

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、湯本委員をお願いいたします。

(湯本 華奈子 委員) はい。

日程第3 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第3 議案の審議」でございます。本日予定しております議案は2件でございます。それでは、「議案第33号 令和8年度上尾市教育行政重点施策の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第33号につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書1ページをお願いします。「令和8年度上尾市教育行政重点施策の策定について」でございます。はじめに、提案理由でございますが、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて、第4期上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、令和8年度上尾市教育行政重点施策を定めたいので、この案を提出するものでございます。

本日は、3月定例会において委員より頂戴したご意見を反映させて別冊として提出しております。お手元の「重点施策(案)」および「議案資料(新旧対照表)」に基づき、主な修正点をご説明いたします。

はじめに、議案資料1ページの新旧対照表、意見NO1番でございます。冊子では3ページと10ページになりますが、キャリアパスポート活用事業について、新たに追記いたしました。

次に、意見NO2番でございます。冊子では、14ページになりますが、「児童生徒安全推進事業」の記載を、新旧対象表のとおり修正いたしました。修正点は以上となります。

最後になりますが、3月定例会において、「第4期上尾市教育振興基本計画」をご承認頂き、まもなく計画初年度の令和8年度がスタートいたします。「令和8年度上尾市教育行政重点施策」に基づき、本市の教育に関わる事務局の職員 及び 教育現場の教職員が一丸となって、「夢を育み 未来を創

る「上尾の教育」実現に向けて、上尾市の教育振興に取り組んでまいります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第33号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(湯本華奈子 委員) 先日の定例会での意見を取り入れて修正していただき、ありがとうございました。令和8年度も引き続き上尾の教育が発展していくことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第33号 令和8年度上尾市教育行政重点施策の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第34号 上尾市立小・中学校服務規程の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第34号につきましては、勝 学務課長より、ご説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案書2ページをお願いします。議案第34号「上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

別冊議案資料2ページ、下段をご覧ください。現行では、子が0歳から6歳に達するまでの期間において1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲内で取得可能な部分休業（無給）があります。新設された内容としては、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇（無給）として、令和8年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第34号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 私の方から1点質問ですが、名称が子育て部分休暇というものですけど、従来の部分休業の期間の延長というイメージで捉えています。確認ですけど、6歳未満のお子さんがある職員は部分休業を取っている又はとっていない場合は、この子育て部分休暇は取得可能なのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 部分休業を取得している、取得していないに関わらず、小学1年生から3年生までの時期に申請すれば取得が可能です。

(谷島大 委員) ちょっとイメージがつきづらいのですが、現行のものを含め期間中希望すれば、例えば、毎日でも取得は可能というふうに考えてもよろしいでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 従前の部分休業につきましては、1日の中で任意の2時間以内で設定できます。今回の部分休暇は、始めと終わりにしか設定できないので、毎日であろうが取得は可能です。

(谷島大 委員) では毎日2時間ずつ取ることは可能なんですね。あと、現行の部分休業は上尾市内ではどの程度の利用者がいますか。

(勝雄一 学務課長) 具体的な人数は、即答できませんが、比較的例年取得する職員が増えているのが現状です。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第34号 上尾市立小・中学校服務規程の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第4 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 報告事項」です。本日は、1件の報告事項に、報告事項2を追加し、2件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告事項1につきましては、勝 学務課長より、報告事項2につきましては、武田 指導課長よりご説明申し上げます。

○報告事項1 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の一部改定について

(勝雄一 学務課長) 資料1ページをお願いします。「報告事項1 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」一部改定についてご報告いたします。

2ページをお願いします。「四つの視点における上尾市の主な取組」の「1 教職員の負担軽減と業務量削減の実現」(1)⑥「養護教諭の健康診断や学校保健活動に関わる負担軽減のため、学校の申請に基づき、業務補助員を全小・中学校に派遣します」について、業務補助員の派遣を廃止することに伴い、本取組を削除し、本方針を改定することとしました。「業務補助員廃止」の経緯について説明いたします。小中学校の定期健康診断等に従事する業務補助員は、定期健康診断、予防接種等に際して、事務処理を補助する日々雇用の職員として、上尾市が独自に設置してきたものです。その後、平成30年度から国において、教員の業務負担を軽減するため「スクールサポートスタッフ」が配置され、配置目的が業務補助員と重複すること、また配置日数も拡充されてきていることから、この度、業務を統合する運びとなりました。今後の対応といたしましては、校長などの管理職のリーダーシップのもと、養護教諭、保健主事が中心となり、スクールサポートスタッフの活用を含め、年間を通じ

て、十分に対応できるよう、学校全体で取り組んでまいります。教育委員会といたしましても、継続的に、養護教諭等の声を聞きながら、支援や協力を行ってまいります。報告は、以上となります。

○報告事項2 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針について

(武田直美 指導課長) 報告事項2「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針について」でございます。報告事項3ページをお願いします。令和8年3月定例会に議案として提出いたしました「上尾市いじめ防止等のための基本的な方針について」、別紙のとおり修正したいので報告いたします。修正内容につきましては、4ページの「新旧対照表」をご確認ください。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。報告につきまして、何かご質問、ご意見等がございますか。

(矢野誠二 委員) 業務補助員の関係で、気になったのが、この働き方改革の方針ですが、3年ごとに改訂されていると思います。一番上に基本方針の記載がありましたが、令和7年9月1日からということで、その前が令和4年からだったと思いますが、簡単に言うとまだ1年も経たないうちにこの派遣を取りやめるというので疑問に持ちました。始まったばかりで、なぜ派遣を取りやめるのか理由を聞こうと思っていましたが、これからはスクールサポートの支援員さんとかひょっとしたら教頭先生や校長先生も含めて学校全体での取り組みを行うということで理解しました。

あまり急だったということで何らかで他の理由がありましたら教えてください。

(勝雄一 学務課長) もちろん目的自体が重複しているというところ、方針でありますので設定した状況においては、こちらの取り組みも有効だろうと考えておりました。ただ期間は急でありましたが、いろいろ学校全体、上尾市全体のことを考えた上でスクールサポートスタッフというところでも目的が重複しているところで今年度改定に踏み切った状況です。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

日程第5 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) それでは、これをもちまして、令和8年上尾市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和8年4月23日 署名委員 湯本華奈子